

愛媛県教育委員会11月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年11月15日（水）午後1時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 田所竜二 委員 関啓三 委員 峯本陽子

委員 山内満子 委員 北須賀逸雄 委員 畠山千愛

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 目見田貴彦

教育総務課長 杉野将行

教職員厚生室長 高岡晃仁

社会教育課長 長田和也

文化財保護課長 渡部真司

保健体育課長 白鳥和樹

義務教育課長 小池達士

高校教育課長 川本昌宏

高校教育課魅力化推進監 細川昌弘

人権教育課長 佐々木直

特別支援教育課長 松本幸恵

5 会議の概要

(1) 開会（午後1時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会11月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう、御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは始めに、委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第47号の公立小学校教職員の懲戒処分について及びその他の協議案件の表彰案件2件につきましては、人事案件であることから、また、その他の協議案件の教育委員会関係の条例の一部改正案1件及び令和5年度12月補正予算案につきましては、今後知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思えます。配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人及び報道機関の方に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 10月定例会議事録の承認

(教育長) 10月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○国指定史跡の追加指定について

(教育長) 国指定史跡の追加指定について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 国指定史跡の追加指定について、御報告します。

去る10月20日に開催された国の文化審議会において、文化財保護法に基づき、「八坂寺境内」等を史跡「伊予遍路道」に追加指定するよう、文部科学大臣に答申されました。

資料を御覧ください。

史跡「伊予遍路道」は、平成28年10月の指定以来、これまでも追加指定されてきたところですが、今回は、「明石寺道」約585メートル、「大寶寺道」約3.8キロメートル、第47番札所「八坂寺境内」を追加指定し、名称を変更しようとするものです。

今回は、史跡「伊予遍路道」への追加指定であるため、名称の変更はありますが、指定件数に増減はありません。

以上で報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(山内委員) 「明石寺道」は、約10.6キロの道のりのうち、今回は585.8メートルが指定範囲となっていますが、遍路道全体では、どのくらいの割合が指定されているのでしょうか。

(文化財保護課長) 指定を目指している遍路道につきましては、愛媛県内で約78.8キロを目標としており、そのうちの20.5キロが指定されているところです。

(山内委員) 愛媛県内の遍路道全体で、何パーセントですか。

(文化財保護課長) 愛媛県の遍路道全体が500～600キロメートルあると思いますので、そのうちの20.5キロメートルです。

(山内委員) それは、整備されたところから指定されていくのでしょうか。何か要望があってから指定されていくのでしょうか。

(文化財保護課長) 調査ができて、準備が整ったところから、史跡の指定について国へ意見具申しまして、指定されるという形になります。

(関委員) 今回の指定によって名称変更もされていますが、それは何か根拠があって変更されていて、今後も名称は変更されていくということでしょうか。

(文化財保護課長) 名称についてですが、史跡は、「伊予遍路道」と「八幡浜街道」という2つがありまして、それらの構成資産がだんだん増えていくということになります。その増えた構成資産も含めて正式名称となりますので、追加指定があるごとに、名称が変わっていくということになります。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について

(教育長) 令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 令和6年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について報告いたします。

令和6年度の教員採用選考試験について、前期第1次選考試験を7月21日(金)から22日(土)に、前期第2次選考試験を8月22日(火)から25日(金)に、他都道府県の現職教員等を対象とした後期選考試験を、小・中学校教員志願者は10月7日(土)に、高等学校、特別支援学校教員志願者は10月8日(日)に、それぞれ実施いたしました。

その結果、前期選考試験では519名、後期選考試験では17名を採用候補者とし、前期は9月21日(木)に、後期は10月27日(金)に愛媛県ホームページにて発表いたしました。

資料の1を御覧ください。

今年度の前・後期を合わせた新規採用候補者の内訳は、小学校242名、中学校158名、県立学校122名、養護教員14名、合計536名です。

今回の採用に当たっての特色を御説明いたします。

資料の2を御覧ください。

障がい者特別選考で3名、教職経験者特別選考で6名、現職教員特別選考で20名、講師等特別選考で15名、社会人特別選考で1名、大学等推薦特別選考で86名を採用候補者としてしました。また、スポーツ指導者特別選考は1名でした。

続いて、資料の3、加点の状況を御覧ください。

本県では、特色ある人材を採用するため、平成19年度から加点制度を導入しています。本県が求める教師像としての4つの柱「スポーツ・文化の振興」、「グローバル人材の育成」、「ICT活用能力の育成」及び「多様なニーズへの対応」に貢献できる人材の確保を目指し、導入から毎年検討を重ね、今年度は23項目を加点対象としています。採用候補者536名のうち162名が加点されています。

4のその他を御覧ください。

採用候補者のうち、他の都道府県の現職教員は、先ほどの特別選考と合わせて22名、県内公立学校における講師等経験者は110名、民間企業等経験者が24名です。それぞれの経験を生かし、本県教育の充実に大いに貢献してもらえらるものと期待しています。

なお、採用候補者のうち、大学・大学院の新卒者は340名で、全体の63パーセントでした。

資料には、学校種別及び教科別の採用候補者数等を示しております。以上が教員採用選考試験の結果です。

教員の採用選考に当たりましては、これまでどおり厳重なチェック体制の下で公正・公平性の確保に努めてまいりました。

今後、採用手続き等についても、引き続き遺漏のないよう進めてまいりたいと考えています。

以上で報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) 資料に採用候補者数の詳細な表がございますが、これを見ますと、小学校の採用候補者数が昨年度の216名から242名に、中学校が130名から158名となっています。県立学校はほぼ一緒ですが、小学校、中学校の採用候補者数が増えた理由は何かありますか。

(義務教育課長) 近年、他県からの受験者も増えており、辞退者がある程度見込まれる状況ですので、最終的にこちらが予定している採用数を確保するために、少し多い採用候補者を確保しているという状況でございます。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について

(教育長) 高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について、事務局から報告をお願いします。

(特別支援教育課長) 高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について御報告いたします。

学校教育法施行規則の改正により、平成30年4月から「通級による指導」が高等学校及び中等教育学校後期課程においても実施可能となりました。

「通級による指導」とは、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする生徒を対象に、学習上・生活上の困難さを改善するための指導を行うものであり、本県では平成30年度から新居浜商業高校、令和元年度から長浜高校、2年度からは北宇和高校三間分校において、「通級による指導」を順次開始しております。対象生

徒には、自己肯定感の高まりが見られるなど、きめ細かい個別指導・支援の効果が認められているところであり、6年度からは、新たに東温高校で「通級による指導」を実施したいと考えております。

東温高校では、対象の障がい種を「発達障がい」として、同校に設置された教室で指導を行い、通常の教育課程に「自立活動」の単位を加える形で実施する予定です。

同校で実施する理由は、東温市、松山市、伊予郡、上浮穴郡在住の生徒のニーズに対応できる立地であること、特別支援学校での勤務経験があり、業務全般を統括できる教諭が勤務していること、これまでも学習支援員が複数名勤務し、通常の授業において、学習上・生活上の困難がある生徒に対する特別な支援を行っており、「通級による指導」を導入することで、多様な教育的ニーズへの対応が一層推進されることが期待できること等です。

本件につきましては、本日、プレスリリースを行い、広く周知することとしております。

なお、今後は、生徒・保護者のニーズや地域バランス等を踏まえ、拡充を検討することとしております。

以上で報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(畠山委員) 現在、高等学校で通級による指導を必要とするお子さんは、何名ほどいるのでしょうか。

(特別支援教育課長) 本県独自の調査をしているわけではありませんが、昨年度文部科学省が調査をしました、「通常の学級に在籍する困難さを抱える生徒」の結果によりますと、高等学校で2.2パーセントという調査結果が出ております。各県ごとの結果は公表されていませんが、仮に、本県の高校に同程度、困難さを抱える生徒が在籍しているとしたら、約500名程度が、支援を必要とする生徒ではないかと推測されます。

(畠山委員) 小学校、中学校でも、通級による指導が必要な児童生徒は、増えてきていると思うので、高等学校でもこういった教室ができるということであれば、保護者の皆さんも、進学に対して前向きになってくれると思います。是非、拡充してもらえたらいいと思います。

(特別支援教育課長) 東温高校で導入することで、県立学校振興計画でいうところの8地区のうち、4地区に導入されることとなります。まだ設置のない地区につきましても、今後、生徒の状況、特に中学校からの進学状況ですとか、各高校における個別の教育支援計画の作成状況を踏まえて、ニーズを把握した上で検討していきたいと思っております。

(教育長) やはり、通級の指導に当たる先生というのは、ある程度の

スキルを持った先生でなければ、なかなか務まらないのでしょうか。

(特別支援教育課長) はい。例えば、小・中学校の特別支援学級であれば、特定の生徒をずっと見ていくことになるのですが、通級による指導は、いろいろな生徒が入れ替わり通ってくるということで、特に発達障がい等に対する専門性を持った教員の配置が必要になるかと思えます。現在のところは、特別支援学校の勤務経験がある教員と、特別支援学校で採用された教員の2名を配置する体制になっております。

(北須賀委員) 今回の東温高校での通級指導の実施形態は、自校通級ということですが、実施形態の中には、他校通級もあります。今後、他校から東温高校に他校通級をしていくケースは考えられますか。

(特別支援教育課長) 高校の場合は、単位をどう取るかというところがありまして、加える形での指導となりますと、放課後の指導ということになります。そうすると、指導できる枠というのは非常に限られてきます。現状では、なかなかすぐということとは難しいかと思えますが、他校通級、それから教員が学校を巡回して指導する巡回指導という形、こういった形態も、今後検討していきたいと考えております。

(峯本委員) 先行して設置された3校については、一人一人に対してきめ細かい指導が行われて、自己肯定感の高まりなどの効果が見られるという説明がありましたが、それを踏まえて、今度設置される東温高校で、更に改善したいことは何かありますか。

(特別支援教育課長) 生徒に対する成果としては、これまでの3校と同じようなことを見込まれると思えますが、通級による指導を実施することで、教員や保護者の発達障がい等に対する理解が深まること、また、学校全体で支援体制を整備していこうという姿勢が促進されることを期待しております。

(関委員) 今の話に少し関連するのですが、通級による指導を現在3校で実施しており、今度、東温高校で実施されますが、通級による指導のニーズが高まる中、将来に向けて改善しなければいけない課題があれば、教えていただきたいです。

(特別支援教育課長) 他県の様子などを聞きますと、中学校段階で通級による指導が広がっていない地域というのは、高校で通級による指導をやろうとしても、なかなか希望者が増えていかないといった実態があるようです。本県におきましても、中学校での通級による指導の実施状況が、地域によって少し差がありますので、まず、中学校段階での通級による指導を広めていく必要があると考えております。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 以上で、教育長報告を終了します。議案審議については、非公開のため、その他協議に移ります。

(4) その他

○令和6年4月1日付教職員人事異動基準について

(教育長) 令和6年4月1日付教職員人事異動基準について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 令和6年4月1日付教職員人事異動基準について、御説明いたします。

教職員人事異動基準は、人事異動の基本的な考え方を示すものであり、今までに確立されてきた人事の秩序を尊重しつつ、時代の変化に即応して人事の刷新適正を図り、本県教育の一層の充実・発展を期するものです。

令和6年度の人事異動基準におきましては、本年度の人事異動基準を継続し、愛媛県の教職員が持てる力を十分発揮できるよう適材適所の配置を推進するため、別紙のとおりといたしました。

変更点は、4点あります。定年年齢の引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢に達する者を任用する際の職について内容を追加いたしました。

1点目は、(2) 事務係長の項目の内容追加です。内容に、「管理監督職勤務上限に達する事務長については、事務係長等に任用する。」の表記を加えております。

2点目、(3) 事務主幹の項目の新規追加です。内容には、「管理監督職勤務上限年齢に達する教育事務所次長及び財務指導監から任用する。なお、その配置に当たっては、職員が培ってきた多様かつ専門的な知識や経験が、公務内で積極的に活用できるよう留意する。」の表記を加えております。

3点目、(5) 指導教諭の項目の新規追加です。内容には、「管理監督職勤務上限年齢に達する校長及び教頭から任用する。なお、その配置に当たっては、学校の教育指導の改善及び充実が図られるよう留意する。」の表記を加えております。

4点目、(7) 再任用教職員の項目の修正です。定年年齢の引上げに伴い、項目名を暫定再任用教職員、定年前再任用短時間勤務教職員に修正します。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) (5)の指導教諭については、「管理監督職勤務上限年齢に達する校長及び教頭から任用する」とありますが、これまでの指導教諭は、そうではなかったということですよ。今後、変わるということでしょうか。

(義務教育課長) これまでも、法律上、指導教諭という職は位置付けられていましたが、本県では指導教諭という職は設けておりませんでした。今回、定年年齢の引上げによる役職定年制の導入に合わせて、

校長、教頭の降任先に指導教諭という職を設けるということになりま
す。

(教育長) 今回の改正は、これから定年年齢が、60歳から、2年ごと
に1年ずつ延びていく中で、例えば、校長、教頭は、60歳を超えた時
点で、校長、教頭のままで勤めるのではなく、指導教諭になる。事務
主幹も同じように、学校事務で、いわゆる課長級の職に就いていた人
は、定年を超え、60歳を過ぎた時点で、そのまま課長級にいるのでは
なく、この事務主幹というポストで新たにスタートを切ることになる。
そして、事務長だった人は、事務係長としてスタートを切る。かいつ
まんで言えば、そういうことですね。

(義務教育課長) そのとおりです。それともう1つ、(7)の再任用に
関しては、制度の改正によって、今まで再任用制度と言っていたもの
が、新たな再任用制度になりますので、その部分の表記を変えたとい
うことになります。

(教育長) 旧式の再任用に加えて、新しい制度の再任用が入ってくる
ので、名称を2つに分けるということでよろしいでしょうか。

(義務教育課長) 勤務については、旧式の方に新たに加わるというこ
とになるのですが、制度自体がこのタイミングで全て変わりますので、
例えば、今まで常勤の再任用で勤めていた方は、再任用教職員ではな
く、暫定再任用教職員という呼び名に変わります。また、ここで言う
定年前再任用短時間勤務教職員は、例えば、61歳が定年であり、60歳
で早期退職したけれども、短時間で働きたいという方が、定年前再任
用短時間勤務教職員になるということでございます。

(教育長) 65歳まで定年延長が完了した時点で、この名称は変わります
か。

(義務教育課長) おそらく、65歳まで定年延長が完了した場合は、再
任用というものがなくなるのではないかと思います。

(関委員) 暫定とは、どのような規定から付けたのでしょうか。暫定
という名称は必要なのでしょうか。

(高校教育課長) 定年延長が完了し、全員が65歳まで勤務するようにな
りましたら、現在の再任用制度がなくなりますが、全員が65歳定年
になるまでは、今の再任用制度が暫定的に残るという意味で、暫定と
付けています。

(教育長) これは、国が使っている名称ですよ。

(高校教育課長) 国が使っている名称に準じて、県の方も名称を付け
ております。

(教育長) ほかに、特にございませつか。それではお諮りいたします。
この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、令和6年4月1日付教職員人

事異動基準につきましては、原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いします。

(教育長) 議案審議に移る旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

○議案第47号 公立小学校教職員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 自家用車で走行中、50キロメートル毎時の速度超過により検挙された公立小学校教諭について、懲戒処分とする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(6) その他

○教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 人事委員会の報告及び勧告を受け、公民較差の解消等のため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和5年度12月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の令和5年度12月補正予算案の教育委員会所管分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和6年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和6年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館(1図書館)及び被表彰候補者(1団体又は個人)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和6年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 令和6年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰の被表彰候補校(3校)の推薦について説明する。

(教育長) 新たに表彰対象となった幼稚園・認可保育所・認定こども園の審査は、知事部局において行われるのかについて質問する。

(義務教育課長) そうである旨答える。

(教育長) 意見を求める。

(畠山委員) 表彰された学校の取組は、他の学校や図書館に情報公開されているのかについて質問する。

(義務教育課長) 従来、学校図書館主任会等において情報共有していた旨、今年度から、総合教育センターのホームページに掲載される義務教育課だよりに掲載校の実践を掲載して周知を行い、共通理解を図る取組を始めた旨答える。

(畠山委員) 親も子どももスマートフォンを触る時間が増え、活字離れが進んでいる状況である旨、子どものためになることであれば、保護者も学校に積極的に関わっていくと思うので、いろいろなところを巻き込み、子どもたちの活字離れを防いでいきたい旨述べる。

(社会教育課長) 図書館における周知は、図書館協会で行いたい旨説明する。

(教育長) 良い取組をできるだけPRしてほしい旨述べる。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(7) 閉会(午後1時52分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会11月定例会を閉会いたします。